

男女共同参画社会

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会」です。

(福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例第2条)

ふくしま男女共同参画プラン

これまでの福島県の取組

- 平成13年3月に、福島県における男女共同参画の形成に向けた施策をより一層推進することを目的として策定しました。
- 平成14年に施行された「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」の理念や考え方等をプランに反映させるため、平成18年3月に改定しました。その後も、平成22年3月、平成25年3月、平成29年3月に改定し、男女共同参画社会の実現の取組を推進しています。
- 令和3年12月には、国の第5次男女共同参画基本計画の策定、新たな福島県総合計画の策定、本県の男女共同参画の推進を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえ、改定しました。

計画改定の背景

- 急激な人口減少により、2040年の県の人口は約143万人まで減少するとの推計が出ています。人口減少は、地域経済規模を縮小させるとともに、地域コミュニティ等の持続可能性を脅かします。
- 男女共同参画に関する県民意識調査によると、男女共同参画社会の実現のためには、**男女共同参画意識の普及啓発を図りながら、男女がともに働きやすい就業環境を整備すること、意思決定過程における女性の参画拡大が必要**という結果が出ています。
また、**男女双方の意識改革と男性の家事・育児・介護への参画に関する理解促進、育児・介護施設やサービスの整備、働き方の見直し、女性人材の育成、性的マイノリティへの理解促進**などの課題にも引き続き取り組む必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用環境の悪化やDVの増加等、大きな影響を受けている女性を始め、ひとり親世帯、高齢者、障がい者等が、社会から孤立することなく、**安心して暮らせる社会の実現に向け、就業支援などを継続して行う必要があります。**
- また、コロナ禍を契機として、テレワーク等多様な働き方が期待される中、**仕事と生活の調和に向けて更なる促進**を図っていく必要があります。

計画の性格と位置付け

- 本計画は、県における男女共同参画社会の形成促進のための総合的な基本計画です。
- 「男女共同参画推進条例」第9条に規定する県の基本計画として策定するものであり、県総合計画の部門別計画として、総合計画における基本目標の実現に向け、めざす将来の姿、主要施策を共有しています。

計画の期間

- **令和4年度～令和12年度**（9か年計画）

計画の体系

基本理念

すべての県民が個人として尊重され、性別にかかわらず、自己の能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、あらゆる分野とともに参画し、責任を担う社会

計画の視点

人権の尊重
と男女平等
の実現

ジェンダー
の視点の反
映と多様な
価値の尊重

女性の能力
発揮と環境
整備

公正で多様性に
富んだ活力ある
持続可能な地域
社会の実現

基本目標

基本目標Ⅰ

復興・防災における男女共同参画の推進



(1)復興に向けての
男女共同参画の推進

- ① 男女共生センターでの復興・防災における男女共同参画の広報・啓発及び学習機会の提供
- ② 避難女性への相談窓口の広報、県の相談体制の充実など

(2)防災における女
性の参画の拡大

- ① 地域防災計画や避難所運営における女性比率の向上
- ② 防災分野での女性人材の育成
- ③ 女性消防団員確保のための市町村の取組支援など

基本目標Ⅱ

人権尊重と男女平等を基本とした 男女共同参画の推進



1 男女共同参画意識の普及・啓発

(1)男女双方の意識
改革・理解促進

- ① 多様な媒体の活用等による情報提供や広報・啓発
- ② 若年層や高年層を含め幅広い層に広報・啓発
- ③ 市町村計画の策定支援など

(2)男女共同参画を
推進し、ジェンダー
にとらわれない、多
様な選択を可能にす
る学校教育の充実

- ① ジェンダーにとらわれない学力の向上と人間性・社会性の育成を一体的、総合的に推進
- ② 人権尊重の教育の推進と普及啓発
- ③ 教職員研修の充実など

(3)メディアにおけ
る人権尊重の推進

- ① メディアに対する表現への配慮要請
- ② 企画・制作・編集段階への女性の参画要請
- ③ 県政広報物表現ガイドラインの活用など

2 男女共同参画に関する調査研究と家庭・地域での実践拡大

(1)男女共同参画や多様性を尊重する社会（多様性社会）に関する調査・研究と成果を踏まえた取組の推進

- ① 男女共生センターにおける調査研究の実施と成果の発信
- ② 各種男女共同参画関連調査結果の公表など

(2)家庭・地域における男女の参画促進と実践の拡大

- ① 男女共生センターと各種団体等とのネットワーク形成と活用
- ② ワーク・ライフ・バランスの取組の企業等への普及啓発など

(3)家庭・地域における学習機会の充実

- ① 幼少時からの男女平等教育の推進に向けた学習機会の提供
- ② 市町村の取組支援
- ③ 地域の男女共同参画を促進するための人材育成など

3 多様性を尊重する社会（多様性社会）の実現

(1)国際人権規範等の取入れと国際交流・協力の推進

- ① 国際社会の取組への理解を促進する学習機会の提供
- ② 多文化共生に寄与する組織等との連携・協働
- ③ 外国語教育や国際理解教育の充実など

(2)国際化に対応した暮らしやすい環境づくり

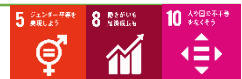
- ① ユニバーサルデザインの普及啓発と実践
- ② 多様なルーツを持つ住民等の相談体制の充実
- ③ 民間ボランティア・日本語学習指導者の養成など

(3)性的指向や性自認にかかわらず等しく尊重され受容される社会の実現

- ① 性的指向や性自認等に関する講座・セミナーの開催
- ② 学校での人権尊重教育の実施
- ③ 各種申請書等における不必要な性別記載欄の廃止など

基本目標Ⅲ

女性の活躍の促進



1 女性の人材育成と能力発揮・活躍のための環境づくり

(1)あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成

- ① 男女共生センターでの女性のエンパワーメント講座の開催
- ② 女性リーダー育成支援及びネットワーク構築支援
- ③ 女性の登用促進など

(2)女性の職場における機会均等と能力発揮・活躍のための環境整備及び経済的自立の促進

- ① 就業継続やキャリアアップのための情報・学習機会の提供
- ② 労働関係法令の周知
- ③ テレワークなど多様な就業形態の導入等、働きやすい制度の普及
- ④ ポジティブ・アクションの普及啓発など

(3)自営業等における女性の労働に対する適正な評価と起業・経営参画への支援

- ① 家族経営協定締結及び女性の経営参画促進
- ② 経営能力の向上支援、就職・再就職及び起業に役立つ知識や技能習得機会の提供
- ③ 起業支援など

2 意思決定過程における女性の参画の拡大

(1)公的分野における女性の参画の拡大	① 管理職や審議会等への女性の登用促進 ② 女性人材リストの充実と活用など
(2)企業、団体、地域等における女性の参画の拡大	① 入札制度における評価の加算等による企業の取組の促進 ② キャリアアップ研修やポジティブ・アクションの導入促進 ③ 組織のトップの意識改革の促進など

基本目標Ⅳ

仕事と生活の調和を図るための環境の整備



(1)女性活躍に資する多様で柔軟な働き方の促進等、働き方改革の推進	① 働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの促進 ② 育児・介護休業制度等の周知 ③ 長時間労働等の是正に向けた企業への啓発 ④ 女性の再就職支援など
(2)育児・介護にかかる社会的支援の拡大	① 多様な保育サービスを行う市町村への支援 ② 子育て相談・情報提供体制の整備 ③ 介護サービス提供基盤の整備など
(3)家庭・地域等における男性の参画の促進	① 男性の参画を促進するための普及啓発・学習機会の充実 ② 育児・介護休業を取得しやすい環境の整備促進など

基本目標Ⅴ

女性等に対するあらゆる暴力の根絶と安心な暮らしや健康への支援



1 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

(1)女性等に対する暴力の根絶に向けた取組の推進	① DVやセクシュアル・ハラスメント等重大な人権侵害に対し、人権尊重に立脚した普及啓発や教育の実施 ② 女性等に対する暴力への厳正な対処、家庭内暴力についての相談支援体制の充実など
(2)女性等に対する暴力の被害者支援と再発防止対策	① 相談窓口の広報強化、暴力防止教育や知識の普及 ② 配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）の設置促進 ③ 緊急一時保護体制の充実など ④ 性暴力にかかる相談や緊急時対応の24時間365日対応への推進

新

2 生活上の困難を抱える女性等の安心な暮らしへの支援

- ① 母子家庭への資格取得やスキルアップの促進、就業支援の実施
- ② 多様な就業機会の提供等、高齢者の就業の促進、能力開発のための支援
- ③ 消費者地域安全確保地域協議会の設置の推進など

3 生涯を通じた男女の健康支援

(1)性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の増進	① 性に関する指導についての情報・学習機会の提供・相談・指導者研修の充実 ② 発達段階に応じた指導の充実など
(2)生涯を通じた男女の健康保持・増進	① がん検診の啓発 ② 心の健康に関する正しい知識の普及と相談体制の充実 ③ 県民健康調査の実施など

重点的な取組と代表指標

① 男女共同参画の理解促進と実践拡大

新 【代表指標】 地域において、女性の社会参画が進んでいると回答した県民の割合
25.6% (R3 現状値) ⇒ 67%以上 (R12年目標値)

② 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の促進

【代表指標】 福島県次世代育成支援企業認証数
765件 (R2 現状値) ⇒ 900件 (R12年目標値)

③ 継続した女性のエンパワーメントの促進

【代表指標】 県の審議会等における委員の男女比率
35.5% (女性員) (R3 現状値) ⇒ いずれの性も40%を下回らない
(R12年目標値)

主な指標 (抜粋)

項目	現況値	目標 (R12年度)
新 男女共同参画に関わる講座・イベントの開催市町村の割合	23.7% (R2)	80%
○県 (知事部局) の管理職における女性職員の割合 (副課長相当職以上の女性管理職)	9.1% (R3)	12%以上
○民営事業所の管理職における女性の割合 (係長相当職以上の女性比率)	19.2% (R2)	30%
○男性の育児休業の取得率 (民間 (事業所規模30人以上))	8.4% (R2)	30%
新 男性職員の育児休業の取得率 (福島県※知事部局)	30.4% (R2)	100%
新 DV防止基本計画策定市町村数	23市町村 (R2)	30市町村 (R6)
新 消費者安全確保地域協議会設置市町村の県内人口カバー率	19.0% (R3)	50%以上 (R7)
○乳がん検診の受診率 (40~69歳対象)	44.9% (R1)	60%以上



福島県生活環境部男女共生課
〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16
電話：024-521-7188
E-mail : danjo@pref.fukushima.lg.jp